

おくやみガイドブック

彦根市



ご遺族の方へ

このたびのご不幸、謹んでお悔やみ申し上げます。

ご遺族のみなさまにおかれましては、今後、相続や年金等さまざまな手続きが必要になることと思います。

この「おくやみガイドブック」は、市役所での手続きと、一般的に必要なと思われる手続きについて掲載しております。

ご遺族のみなさまに、少しでもお役に立てば幸いです。

故人のご冥福を心よりお祈り申し上げます。

彦根市役所 0749-22-1411（代表）

事前準備について

彦根市役所にて各種手続きをする今後の流れになります。

まずはこちらをご確認いただき、ご来庁の前に、事前準備をお願いします。

STEP 1 持ち物の確認

次ページの「来庁時の持ち物について」をご確認ください。

STEP 2 委任状について

相続人や年金請求者が来庁できない場合は、委任状が必要な場合があります。

ご不明な点がございましたら、各担当課にお問い合わせください。

STEP 3 各種手続きチェックリスト

該当手続きの把握後、詳しい情報が必要な場合は、各種手続きページをご覧ください。

STEP 4 ご来庁ください

本紙と必要なものをご持参の上、彦根市役所へお越しください。

担当課によって施設が異なります。また、支所・出張所でできる手続きもあります。



このおくやみガイドブックは、彦根市に住民登録がある方がお亡くなりになったときに必要となる手続きを中心にご案内しております。

お亡くなりになった後に必要な手続きは、一人ひとり異なります。また、市役所以外での手続き等につきましては、専門機関に確認していただくことをおすすめします。

なお、法令改正や手続き機関の変更に伴い、手続きの方法や場所、必要書類等が変更になることがあります。予めご了承ください。

来庁時の持ち物について

手続きによって必要なものは異なりますが、下記のものは必要になることが多いので、お持ちの上、ご来庁ください。

ご遺族の方の必要なもの

- ☐ 来庁される方の本人確認書類（下記「本人確認書類について」参照）
- ☐ 認印（※相続人代表および喪主）
- ☐ 預貯金通帳、銀行届出印（※相続人代表および喪主、年金請求者）

※相続人や年金請求者が来庁できない場合、委任状が必要な場合があります。

お亡くなりになられた方の必要なもの

- ☐ 基礎年金番号が記載されているもの（年金手帳および年金証書）
- ☐ 国民健康保険資格確認書、後期高齢者医療資格確認書

※国民健康保険の世帯主が亡くなった場合で、同じ世帯の中に国民健康保険加入者がいる場合は、国民健康保険加入者全員の資格確認書または資格情報のお知らせ

※お亡くなりになられた方の各種認定証（限度額適用認定証、特定疾病療養受療証等）

※加入者がお亡くなりになると葬祭費が請求できます。以下のものをご用意ください。

・葬祭を行ったことおよび喪主が確認できるもの（葬祭の領収書、会葬礼状等）

- ☐ 介護保険被保険者証
- ☐ 福祉医療費受給券・助成券（マル福）
- ☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳、自立支援医療受給者証

本人確認書類について

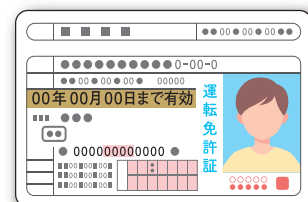
- ☐ 1点で本人確認できる書類（官公署の発行した顔写真のある書類）

運転免許証、運転経歴証明書（平成24年4月1日以降のもの）、パスポート、マイナンバーカード、住民基本台帳カード、在留カード、特別永住者証明書 等

- ☐ 2点で本人確認できる書類

健康保険・後期高齢者医療資格確認書、
介護保険被保険者証、医療受給者証、
各種年金手帳、学生証 等

※有効期限のあるものは、有効期限内のものに限ります。



身近な人がお亡くなりになられた後の手続き等の一般的な流れ（目安）

	葬儀・法要	届出・手続き	税金
3ヶ月以内	○葬儀・法要の連絡・調整 ○通夜・葬儀・火葬 ○初七日 ○四十九日 ○納骨	○死亡届・火葬許可申請等 ○健康保険・世帯主変更 ○年金関係の手続き ○公共料金等の手続き (38 ページ参照) ○遺言書の調査・遺言書の検認 ○相続人の調査・確定 ○相続財産の調査 ○相続放棄・限定承認	(41 ページ参照)
4ヶ月以内			○所得税の準確定申告 (42 ページ参照)
10ヶ月以内		○遺産分割協議 (41 ページ参照) ○払戻・解約・名義変更等	○相続税の申告・納付 (42 ページ参照) ○相続税の延納・物納の申請
1年以内	○一周忌	○遺留分侵害額請求	

彦根市で必要な手続きについては7ページから、問い合わせ先とあわせて掲載していますので、ぜひそちらもご確認ください。

大切な方を喪い大変な時期かとは思いますが、必要な手続きを済ませられる一助となれば幸いです。

HP番号について

手続きによっては申請書類等を彦根市ホームページに掲載しているものがあります。市ホームページの検索欄に HP 番号を入力することで検索できますので、ご活用ください。

彦根市ホームページはこちらから➡



MEMO

死亡に伴う各種手続きチェックリスト (該当事項をご確認いただき、詳細ページを参照してください)

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

区分	該当事項	☑	詳細ページ
住民登録に関する手続き	マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた	☐	P.7
	印鑑登録をしていた	☐	
健康保険に関する手続き	国民健康保険に加入していた	☐	P.8
	後期高齢者医療制度に加入していた	☐	P.10
福祉医療に関する手続き	福祉医療費受給券等を交付されていた	☐	P.12
年金に関する手続き	年金を受給していた	☐	P.13
	国民年金の第1号被保険者であった	☐	
	農業者年金を受給していた	☐	P.14
税金に関する手続き	市税の納付が済んでいない	☐	P.15
	市民税・県民税（住民税）が課税されていた	☐	P.16
	固定資産を持っていた	☐	
	原動機付自転車（125cc以下）・小型特殊自動車を所有していた	☐	P.17
	普通自動車・125cc超の二輪自家用車、250cc超の二輪小型自動車を所有していた	☐	P.18
	軽自動車660cc以下（四輪）を所有していた	☐	
介護保険に関する手続き	65歳以上または介護認定を受けていた	☐	P.19
	保険料が発生していた	☐	
障害福祉に関する手続き	身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていた	☐	P.20
	障害児福祉手当を受給していた	☐	
	特別障害者手当を受給していた	☐	P.21
	特別児童扶養手当の受給者または受給対象児童であった	☐	P.22

区分	該当事項	☑	詳細ページ
障害福祉に関する手続き	自立支援医療受給者証の交付を受けていた	☐	P.23
	福祉タクシー運賃助成券の交付を受けていた	☐	
	自動車燃料費助成券の交付を受けていた	☐	P.24
	障害児通所支援の支給決定（児童通所サービス受給者証）を受けていた	☐	
	障害福祉サービスの支給決定（障害福祉サービス受給者証）を受けていた	☐	P.25
	地域生活支援事業の利用決定（地域生活支援事業利用者証）を受けていた	☐	
子どもに関する手続き	児童手当を受給していた	☐	P.26
	児童扶養手当を受給していた	☐	
上下水道に関する手続き	上下水道を使用していた	☐	P.27
	口座振替する口座を変更したい	☐	P.28
	上下水道の全般に関して	☐	P.29
	下水道受益者負担金・分担金を納付中もしくは徴収猶予中であつた	☐	
その他の手続き	定期的にし尿収集を依頼していた	☐	P.30
	家財整理をしたい	☐	
	パートナーシップ宣誓制度を利用していた	☐	P.31
	犬を飼っていた	☐	
	農地を所有していた	☐	P.32
	長期優良住宅の認定を受けていた	☐	
	農業集落排水を使用していた	☐	P.33

1. 住民登録に関する手続き

マイナンバーカード・個人番号通知カード・住民基本台帳カードを持っていた

手続き カードの返却または破棄

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方がマイナンバーカード、個人番号通知カードまたは住民基本台帳カードをお持ちだった場合、死亡日をもってカードは廃止となります。お持ちの場合は、返却または破棄してください。 ※マイナンバーカードの返却について 相続等の手続きで、お亡くなりになられた方のマイナンバー（個人番号）を求められる場合がありますので、すべてのお手続きが終了するまで、お手元に保管しておくことをおすすめします。すべてのお手続きが終了しましたら、返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ お亡くなりになられた方のマイナンバーカード、個人番号通知カード ☐ お亡くなりになられた方の住民基本台帳カード	本庁舎 1 階 ライフサービス課 [4 番窓口] ☎ 0749-30-6151
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 ライフサービス課 [4 番窓口] 稲枝支所 福祉センター 1 階 証明書発行コーナー	

印鑑登録をしていた

手続き 印鑑登録証（カード）の返却

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が印鑑登録をしていた場合、その方の印鑑登録は死亡日をもって失効します。 同時に、印鑑登録証（カード）は無効となりますので、返却してください。	なし
	手続き可能な人 どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ お亡くなりになられた方の印鑑登録証（カード）	本庁舎 1 階 ライフサービス課 [1 番窓口] ☎ 0749-30-6111
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 ライフサービス課 [1 番窓口] 稲枝支所、各出張所 福祉センター 1 階 証明書発行コーナー	

2. 健康保険に関する手続き

国民健康保険に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。(資格情報のお知らせは返却不要です。) ※市役所本庁舎または支所・各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ お亡くなりになられた方の国民健康保険資格確認書	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6112
本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所, 各出張所	

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方(喪主)に葬祭費(50,000円)が支給されます。 ※以前加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合、国民健康保険からは支給しません。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
	手続き可能な人
	葬祭執行者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 葬祭執行を証明する書類(会葬礼状・葬祭領収書等) ☐ 振込先口座の預貯金通帳	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6112
本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所, 各出張所	

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳等（相続人のもの）	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6112
本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所、各出張所	

手続き④ 保険料の精算

手続き詳細	期 限
保険料を月割りで再計算し精算を行います。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 還付がある場合は、預貯金通帳等振込先口座のわかるもの	本庁舎 1 階 保険年金課 賦課収納係 [3 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6145
本庁舎 1 階 保険年金課 賦課収納係 [3 番窓口]	

MEMO

後期高齢者医療制度に加入していた

手続き① 資格確認書の返却

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられた場合は、不正使用等を防ぐために資格確認書を回収しています。 ※市役所本庁舎または支所・各出張所に返却が難しい場合は、はさみ等で細かくしてから処分してください。	なし
必要なもの	手続き可能な人
☐ お亡くなりになられた方の後期高齢者医療資格確認書	どなたでも可
手続きできる窓口	問い合わせ先
本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所, 各出張所	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6112

手続き② 葬祭費の申請

手続き詳細	期 限
被保険者が亡くなられたときは、葬祭を行った方（喪主）に葬祭費（50,000円）が支給されます。 ※以前加入していた健康保険から葬祭費等が支給される場合、後期高齢者医療制度からは支給しません。	葬祭を行った日の翌日から 2 年間
必要なもの	手続き可能な人
☐ 葬祭執行を証明する書類（会葬礼状・葬祭領収書等） ☐ 振込先口座の預貯金通帳	葬祭執行者
手続きできる窓口	問い合わせ先
本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所, 各出張所	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6112

MEMO

2. 健康保険に関する手続き

手続き③ 高額療養費の申立て申請

手続き詳細	期 限
被保険者が高額療養費の支給決定前や振込前に亡くなり、支給ができなくなった場合に申立て申請ができます。	2 年間以内
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳等（相続人のもの）	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6112
本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所	

手続き④ 保険料の精算

手続き詳細	期 限
保険料を月割りで再計算し精算を行います。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 還付がある場合は、預貯金通帳等振込先口座のわかるもの	本庁舎 1 階 保険年金課 賦課収納係 [3 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6145
本庁舎 1 階 保険年金課 賦課収納係 [3 番窓口]	

MEMO

3. 福祉医療に関する手続き

福祉医療費受給券等を交付されていた

手続き 受給券等の返納

手続き詳細	期 限
福祉医療費受給券等を交付されていた方が亡くなられた場合、死亡日をもって受給券は失効となりますので、返納してください。	なし
	手続き可能な人
	家族
必要なもの	問い合わせ先
福祉医療費受給券等	本庁舎 1 階
手続きできる窓口	保険年金課 年金係
	[3 番窓口]
本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口]	☎ 0749-30-6136

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

4. 年金に関する手続き

年金を受給していた

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が受給していた年金の種類、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。お亡くなりになられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ お亡くなりになられた方の基礎年金番号がわかるもの等 (その他必要書類に関しては、保険年金課で案内)	本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6136
手続きできる窓口	彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1112
本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口]	

国民年金の第1号被保険者であった

手続き 必要な手続きの確認

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が加入していた年金の記録、ご遺族の状況によって必要な手続きや提出書類が異なります。お亡くなりになられた方等の基礎年金番号がわかるものを準備の上、必要な手続きの確認をしてください。	速やかに
	手続き可能な人
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ お亡くなりになられた方の基礎年金番号がわかるもの等 (その他必要書類に関しては、保険年金課で案内)	本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6136
手続きできる窓口	彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1112
本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口]	

農業者年金を受給していた

手続き 農業者年金死亡関係届出書の提出

手続き詳細	期 限
農業者年金の受給者や加入者が亡くなられた場合「農業者年金死亡関係届出書」をJAに提出してください。	速やかに
	手続き可能な人
	遺族
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農業者年金証書 ☐ 受給権者の死亡日が確認できる書類 死亡関係届出書の提出時に未支給年金や死亡一時金の請求をできる場合があります。届出される方によって必要書類が異なりますので、JA または農業委員会にお問い合わせください。	本庁舎 3 階 農業委員会事務局 [32 番窓口] ☎ 0749-30-6133 JA 東びわこ・本店・支店
手続きできる窓口	
最寄りの JA 東びわこ	

MEMO

市民税・県民税（住民税）が課税されていた

手続き 相続人代表者指定届の提出

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方に市民税・県民税が課税されている場合、市民税・県民税の納税通知書や還付に関する書類は、相続人の代表者に送付させていただくことになります。 相続人のうち、どなたが相続人の代表者になれるのか「相続人代表者指定届」に必要事項を記入し、ご提出ください。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	速やかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写し等	本庁舎 1 階 税務課 市民税係 〔7 番窓口〕 ☎ 0749-30-6140
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 税務課 市民税係 〔7 番窓口〕, 稲枝支所	

固定資産を持っていた

手続き 相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書の提出

手続き詳細	期 限
固定資産を持つ納税義務者が亡くなられた場合、その納税義務者に代わって固定資産にかかる納税等の管理をしていただく方を相続人の中から指定または変更をする届出になります。 ※相続登記は別途法務局でのお手続きが必要です。 ※相当の期間内に「相続人代表者指定届出書兼固定資産現所有者申告書」が提出されない場合、市が相続人代表者を指定することがあります。	速やかに 手続き可能な人 相続人
必要なもの	問い合わせ先
【法定相続人の方が相続される場合】 ☐ 原則不要 【法定相続人以外の方が相続される場合】 ☐ 遺言書の写し等	本庁舎 1 階 税務課 資産税係 〔8 番窓口〕 ☎ 0749-30-6138 管轄の法務局 大津地方法務局 彦根支局 ☎ 0749-22-0291
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 税務課 資産税係 〔8 番窓口〕, 稲枝支所	

5. 税金に関する手続き

原動機付自転車(125cc以下)・小型特殊自動車を所有していた

手続き① 廃車の手続き

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方の名義の車両(ナンバープレート)を相続しない場合、必ず廃車(ナンバープレートの返納)の手続きをしてください。	亡くなられた日から30日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ ナンバープレート ☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ お亡くなりになられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの廃車に関する委任状が必要となります。
手続きできる窓口	問い合わせ先
本庁舎1階 税務課 市民税係 [6番窓口], 稲枝支所	本庁舎1階 税務課 市民税係 [6番窓口] ☎ 0749-30-6140

手続き② 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。 ※相続人以外の方への名義変更については、お問い合わせください。	亡くなられた日から15日以内
必要なもの	手続き可能な人
☐ 標識交付証明書 ☐ 手続き者の本人確認書類 ☐ お亡くなりになられた方と相続人の関係がわかる書類(戸籍謄本等) ☐ 相続人以外の方が手続きする場合のみ: 相続人からの委任状	①相続人 ②相続人と同居の家族 ③その他の方 ※③の方が手続きされる場合には、相続人からの名義変更に関する委任状が必要となります。
手続きできる窓口	問い合わせ先
本庁舎1階 税務課 市民税係 [6番窓口], 稲枝支所	本庁舎1階 税務課 市民税係 [6番窓口] ☎ 0749-30-6140

普通自動車・125cc超の二輪自家用車、250cc超の二輪小型自動車を所有していた

手続き 廃車の手続き 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 お亡くなりになられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	近畿運輸局滋賀運輸支局 ☎ 050-5540-2064
手続きできる窓口	
近畿運輸局滋賀運輸支局	

軽自動車660cc以下（四輪）を所有していた

手続き 廃車の手続き 相続人への名義変更

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方の名義の車両（ナンバープレート）を相続しない場合、必ず廃車（ナンバープレートの返納）の手続きをしてください。 お亡くなりになられた方の名義の車両を相続する場合は、名義変更の手続きをしてください。	
	手続き可能な人
必要なもの	問い合わせ先
	軽自動車検査協会滋賀事務所 ☎ 050-3816-1843
手続きできる窓口	
軽自動車検査協会滋賀事務所	

MEMO

6. 介護保険に関する手続き

65歳以上または介護認定を受けていた

手続き 証書の返却または破棄

手続き詳細	期 限
介護保険被保険者証を返却または破棄してください。介護保険負担割合証および介護保険負担限度額認定証を交付されていた場合はあわせて返却または破棄してください。	なし
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 介護保険被保険者証 ☐ 介護保険負担割合証 ☐ 介護保険負担限度額認定証	福祉センター 1 階 高齢福祉推進課 介護保険係 ☎ 0749-23-9660
手続きできる窓口	本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6112
福祉センター 1 階 高齢福祉推進課 本庁舎 1 階 保険年金課 医療保険係 [3 番窓口] 稲枝支所, 各出張所	

保険料が発生していた

手続き 保険料の精算

手続き詳細	期 限
保険料を月割りで再計算し精算を行います。	なし
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 還付がある場合は、預貯金通帳等振込先口座のわかるもの	本庁舎 1 階 保険年金課 賦課収納係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6145
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 保険年金課 賦課収納係 [3 番窓口]	

7. 障害福祉に関する手続き

身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳の交付を受けていた

手続き 死亡の届出、手帳の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳の交付を受けていた場合、届書の提出と手帳の返還が必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳または療育手帳	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

障害児福祉手当を受給していた

手続き 死亡の届出（未支払い分がある場合は交付請求書の提出）

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、障害児福祉手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（運転免許証等）	福祉センター 1 階 障害福祉課 ☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
☐ 手当未支払金交付請求者の振込先口座情報がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード等）	
手続きできる窓口	
福祉センター 1 階 障害福祉課	

7. 障害福祉に関する手続き

特別障害者手当を受給していた

手続き 死亡の届出（未支払い分がある場合は交付請求書の提出）

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、特別障害者手当を受給していた場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 本人確認書類（運転免許証等） ☐ 手当未支払金交付請求者の振込先口座情報がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード等）	福祉センター 1 階 障害福祉課 ☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
手続きできる窓口	
福祉センター 1 階 障害福祉課	

MEMO

特別児童扶養手当の受給者または受給対象児童であった

【受給者（対象児童の保護者）が亡くなられた場合】

手続き 受給者死亡の届出
(未支払い分がある場合は対象児童に支払われますので交付請求書の提出、手当受給者を変更する場合は認定請求書の提出)

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、特別児童扶養手当の受給者（対象児童の保護者）の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。届出書の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが、受給資格が継続するようであれば受給者変更の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または新たな受給者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未支払い分がある場合は、対象児童の振込先口座の情報がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード等） ☐ 受給者変更の場合は、対象児童と新たな受給者の戸籍抄本、振込先口座がわかるもの（預貯金通帳またはキャッシュカード等）	福祉センター 1 階 障害福祉課 ☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
手続きできる窓口	
福祉センター 1 階 障害福祉課	

【受給対象児童が亡くなられた場合】

手続き 特別児童扶養手当資格喪失届の提出
(未支払い分がある場合は交付請求書の提出)

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、特別児童扶養手当の受給対象児童の場合、死亡月をもって受給資格が喪失となります。受給対象児童がおひとりの場合は、資格喪失届の提出と未支払い分の手当があれば請求の手続きが必要です。または、他に特別児童扶養手当の受給対象児童がいる場合は、額改定の手続きが必要です。	速やかに
	手続き可能な人
	受給者または扶養義務者
必要なもの	問い合わせ先
	福祉センター 1 階 障害福祉課 ☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
手続きできる窓口	
福祉センター 1 階 障害福祉課	

7. 障害福祉に関する手続き

自立支援医療受給者証の交付を受けていた

手続き 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）の交付を受けていた場合、受給者証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 自立支援医療受給者証（更生医療・精神通院・育成医療）	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

福祉タクシー運賃助成券の交付を受けていた

手続き 未使用分の福祉タクシー運賃助成券の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、福祉タクシー運賃助成券の交付を受けていた場合、未使用分の助成券を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未使用分の福祉タクシー運賃助成券	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

MEMO

自動車燃料費助成券の交付を受けていた

手続き 未使用分の自動車燃料費助成券の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、自動車燃料費助成券の交付を受けていた場合、未使用分の助成券を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 未使用分の自動車燃料費助成券	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

障害児通所支援の支給決定（児童通所サービス受給者証）を受けていた

手続き 児童通所サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、障害児通所支援の支給決定を受けていた場合、受給者証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 児童通所サービス受給者証	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

MEMO

7. 障害福祉に関する手続き

障害福祉サービスの支給決定(障害福祉サービス受給者証)を受けていた

手続き 障害福祉サービス受給者証の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、障害福祉サービスの支給決定を受けていた場合、受給者証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 障害福祉サービス受給者証	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

地域生活支援事業の利用決定(地域生活支援事業利用者証)を受けていた

手続き 地域生活支援事業利用者証の返還

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が、地域生活支援事業の利用決定を受けていた場合、利用者証を返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 地域生活支援事業利用者証	福祉センター 1 階 障害福祉課
手続きできる窓口	☎ 0749-27-9981 FAX：0749-30-9231
福祉センター 1 階 障害福祉課	

MEMO

8. 子どもに関する手続き

児童手当を受給していた

手続き 保護者による児童手当の認定請求・未支払児童手当請求

手続き詳細	期 限
児童手当の受給者が亡くなった場合、死亡月以降の児童手当を受給するためには、今後児童を養育していく方（保護者）の名義で認定請求を行う必要があります。また、死亡した時点で支給されていない手当がある場合は、支給対象児童のお子さまが代わりに受けとる手続き（未支払児童手当請求）が必要となります。	原則、受給者が亡くなった日の翌日から数えて15日以内
	手続き可能な人
	受給者が亡くなった後、対象児童を養育する方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 保護者による児童手当の認定請求 ☐ 保護者の預貯金通帳 ☐ 保護者のマイナンバー等 ☐ 未支払児童手当請求 ☐ 児童手当支給対象児童の預貯金通帳 ※その他必要書類がある場合は、保険年金課で案内。	本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口] ☎ 0749-30-6136
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 保険年金課 年金係 [3 番窓口]	

児童扶養手当を受給していた

手続き 児童扶養手当受給者死亡届・未支払手当請求書

手続き詳細	期 限
受給者が亡くなった場合、死亡日の属する月の手当までが支給されます。未払いの手当がある場合は、別途手続きが必要ですので、ご相談ください。	速やかに
	手続き可能な人
	親族等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 手続きを行う人の本人確認書類 ☐ お亡くなりになられた方の児童扶養手当証書 ※その他必要書類がある場合は、こども若者支援課で案内。	福祉センター 2 階 こども若者支援課 支援係 ☎ 0749-49-2251
手続きできる窓口	
福祉センター 2 階 こども若者支援課	

9. 上下水道に関する手続き

上下水道を使用していた

手続き① 上下水道使用名義変更または休止申込

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が使用者であった場合は、名義変更の手続きをしてください。また、上下水道を今後使用しない場合は、休止の手続きをしてください。 ※郵送、FAX手続き可。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 親族または上下水道使用者等
☐ 上下水道使用（開始・休止・変更）申込書〔HP 番号：8692〕 ※様式は、彦根市ホームページからダウンロードしていただくか、もしくは上下水道料金お客様サービスセンターにご連絡ください。	問い合わせ先 本庁舎 1 階 上下水道料金 お客様サービスセンター 〔11 番窓口〕 ☎ 0749-27-2802 FAX：0749-27-2803
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 上下水道料金お客様サービスセンター〔11 番窓口〕 稲枝支所、各出張所	

【下水道のみ使用していた場合】

手続き② 下水道（井戸水）使用名義変更または休止申込

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が使用者であった場合は、名義変更の手続きをしてください。また、下水道を今後使用しない場合は、休止の手続きをしてください。 ※郵送、FAX手続き可。	速やかに
必要なもの	手続き可能な人 親族または下水道使用者等
【名義変更】 ☐ 公共下水道使用変更届〔HP 番号：28016〕 【休止】 ☐ 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届〔HP 番号：28016〕 ※様式は、彦根市ホームページからダウンロードしていただくか、もしくは上下水道料金お客様サービスセンターにご連絡ください。	問い合わせ先 本庁舎 1 階 上下水道料金 お客様サービスセンター 〔11 番窓口〕 ☎ 0749-27-2802 FAX：0749-27-2803
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 上下水道料金お客様サービスセンター〔11 番窓口〕	

【「井戸水のみ」あるいは「井戸水併用」の場合】

手続き③ 下水道（井戸水）使用人員変更届

手続き詳細	期 限
「井戸水のみ」あるいは「井戸水併用」の世帯で、死亡等により、世帯人数に変更があった場合は、必ず上下水道料金お客様サービスセンターにご連絡ください。 ※郵送、FAX手続き可。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または下水道使用者等
必要なもの	問い合わせ先
【人数変更】 ☐ 公共下水道使用変更届 [HP 番号 : 28016] 【休止】 ☐ 公共下水道使用開始（休止・廃止・再開）届 [HP 番号 : 28016] ※様式は、彦根市ホームページからダウンロードしていただくか、もしくは上下水道料金お客様サービスセンターにご連絡ください。	本庁舎 1 階 上下水道料金 お客様サービスセンター [11 番窓口] ☎ 0749-27-2802 FAX : 0749-27-2803
手続きできる窓口	
本庁舎 1 階 上下水道料金お客様サービスセンター [11 番窓口]	

口座振替する口座を変更したい

手続き 口座振替変更の手続き

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が口座振替（自動払い込み）制度を利用されていた場合は、新たに振替先口座を定めてください。 ※ <u>直接、ご利用の金融機関窓口でお申込みください。</u>	速やかに
	手続き可能な人
	親族または上下水道使用者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 預貯金通帳 ☐ 預貯金通帳の届出印 （印鑑の相違がないようにご注意ください。） ☐ 検針時にお渡しする「ご使用水量のお知らせ」等、お客様番号（台帳番号）がわかるもの ☐ 彦根市上下水道料金口座振替依頼書（自動払込利用申込書）は、 <u>金融機関窓口備え付けのものをご利用ください。</u>	本庁舎 1 階 上下水道料金 お客様サービスセンター [11 番窓口] ☎ 0749-27-2802 FAX : 0749-27-2803
手続きできる窓口	
取扱金融機関 右記 HP 番号参照 [HP 番号 : 8836]	

9. 上下水道に関する手続き

上下水道の全般に関して

❖ 民間のアパート・マンション等賃貸物件の中には、入居者と彦根市（上下水道部）との間で個別契約のないところもあります。その場合は、物件の管理者に確認してください。

ご不明な点は下記までご連絡ください。

上下水道料金お客様サービスセンター 本庁舎1階 [11 番窓口]

【平日（8：30～19：00）】【土・日・祝および12月29日～31日（9：00～17：00）】

※1月1日から1月3日までは休業

☎ 0749-27-2802 FAX：0749-27-2803

下水道受益者負担金・分担金を納付中もしくは徴収猶予中であつた

手続き 受益者異動届の提出

手続き詳細	期 限
下水道受益者負担金・分担金を納付中もしくは徴収猶予中の受益者（納付義務者）が亡くなった場合は、受益者の変更の手続きをお願いします。 ※郵送手続可。ご連絡いただければ書類をお送りします。	速やかに
	手続き可能な人
	親族または同居者等
必要なもの	問い合わせ先
☐ 下水道受益者異動届	本庁舎 2 階 上下水道業務課 下水道業務係 [21 番窓口] ☎ 0749-22-5458
手続きできる窓口	
本庁舎 2 階 上下水道業務課 [21 番窓口]	

MEMO

10. その他の手続き

定期的にし尿収集を依頼していた

手続き し尿収集の中止・名義変更

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が名義人の場合、今後も同じ場所で継続して収集依頼される場合は名義変更の届出をしてください。収集を希望されない場合も中止の届出が必要です。 ※郵送手続き可。ご連絡いただければ中止・変更届をお送りします。 また、電子申請もご利用いただけます。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ し尿収集（中止・一時中止・名義変更）届 [HP 番号：3665] ☐ 届出人の本人確認書類（運転免許証等）	本庁舎 2 階 生活環境課 [24 番窓口] ☎ 0749-30-6116
手続きできる窓口	
本庁舎 2 階 生活環境課 [24 番窓口]	

家財整理をしたい

手続き 清掃センターへのごみの搬入

手続き詳細	期 限
清掃センターへのごみの搬入の際は、ごみの発生場所（住所）の確認をしています。お亡くなりになられた方が住んでいた住所を確認できる書類を持参し、清掃センターの計量所職員に提示してください。 ※一部清掃センターで処分できない物があります。 ※ごみの発生場所（住所）が彦根市外の場合は搬入できません。	なし （搬入日当日にお持ちください）
	手続き可能な人
	親族（基本的に）
必要なもの	問い合わせ先
☐ お亡くなりになられた方が住んでいた住所が確認できる書類 （直近の公共料金の明細書、公的機関からの郵便物、固定資産税の納税証明書等）	清掃センター ☎ 0749-22-2734
手続きできる窓口	
清掃センター	

10. その他の手続き

パートナーシップ宣誓制度を利用していた

手続き 彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等の返還

手続き詳細	期 限
パートナーシップ宣誓者が亡くなられた場合、「彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届」を提出していただくとともに、受領証と受領証カードを返還してください。	速やかに
	手続き可能な人
	宣誓者
必要なもの	問い合わせ先
☐ 彦根市パートナーシップ宣誓書受領証等返還届 ☐ 宣誓書受領証 ☐ 宣誓書受領証カード ☐ 本人確認書類（運転免許証等）	本庁舎 3 階 人権政策課 [35 番窓口] ☎ 0749-30-6115
手続きできる窓口	
本庁舎 3 階 人権政策課 [35 番窓口]	

犬を飼っていた

手続き 犬の飼い主の変更

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が犬を飼っていた場合に、飼い主を変更していただく手続きです。	速やかに
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
☐ 鑑札 ☐ 愛犬カード	本庁舎 2 階 生活環境課 [24 番窓口] ☎ 0749-30-6116
手続きできる窓口	
本庁舎 2 階 生活環境課 [24 番窓口]	

農地を所有していた

手続き 農地の相続届出

手続き詳細	期 限
お亡くなりになられた方が農地を所有していた場合、新たな相続人が決まり次第、届出をお願いします。	相続人が決まり次第
	手続き可能な人
	相続人
必要なもの	問い合わせ先
☐ 農地法第3条の3届出書〔HP番号：17747〕 ☐ 認印（自署の場合は不要）	本庁舎3階 農業委員会事務局 [32番窓口] ☎ 0749-30-6133
手続きできる窓口	
本庁舎3階 農業委員会事務局 [32番窓口]	

長期優良住宅の認定を受けていた

手続き 認定長期優良住宅の地位承継の手続き

手続き詳細	期 限
認定長期優良住宅の相続等により認定実施者の地位を引き継ぐ場合は、所管行政庁（彦根市）の承認が必要となりますので、相続等の手続きが済み次第、手続きをしてください。	相続等の手続きが済み次第速やかに
	手続き可能な人
	相続された方または相続人より委任された方
必要なもの	問い合わせ先
☐ 承認申請書 ☐ 地位の承継の事実を証する書類（建物謄本等） ☐ 維持保全の方法がわかる書類 ☐ 代理の方が届出する場合は「委任状」	本庁舎2階 建築指導課 [16番窓口] ☎ 0749-30-6125
手続きできる窓口	
本庁舎2階 建築指導課 [16番窓口]	

10. その他の手続き

農業集落排水を使用していた

手続き 使用者の変更・休止手続き

手続き詳細	期 限
使用者を変更する場合は使用者変更の手続きを、お亡くなりになられた方が一人世帯で、使用を休止される場合は休止の手続きをしてください。	死亡日から 14 日以内
	手続き可能な人
	どなたでも可
必要なもの	問い合わせ先
なし	本庁舎 3 階 農林水産課 [31 番窓口]
手続きできる窓口	☎ 0749-30-6118
本庁舎 3 階 農林水産課 [31 番窓口] 稲枝支所, 各出張所	

MEMO

彦根市役所の場所について

※担当課によって施設が異なります。来庁される際は担当課がどの施設にあるかご確認ください。

施設名称	所在地
彦根市役所 本庁舎	元町 4 番 2 号
福祉センター	平田町 670 番地
清掃センター	野瀬町 279 番地 1

※手続きによって、支所・出張所でできるものもあります。

施設名称	所在地	電話番号
稲枝支所	田原町 13 番地 1	0749-43-2225
鳥居本出張所	鳥居本町 1491 番地 6	0749-22-2204
河瀬出張所	森堂町 131 番地	0749-28-1001
亀山出張所	賀田山町 278 番地 2	0749-28-0022
高宮出張所	高宮町 2311 番地	0749-22-3210

MEMO

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

お亡くなりになられた方が会社員だった場合

故人が働いていた勤務先に対して、死亡退職届の提出や社員証の返却等、必要な手続きがあります。一般的な手続きについて記載します。

項 目	期 日	備 考
死亡退職届の提出	速やかに	故人が働いていた勤務先に、提出する必要があります。
身分証明書（社員証等）の返却		健康保険被保険者証または資格確認書やその他、勤務先から貸与を受けていたものを返却してください。
国民健康保険等への加入		被扶養者だった場合は、同時に資格を喪失しますので、資格喪失後は他の医療保険制度へ加入する必要があります。
最終給与、退職金等の請求		預貯金口座の確認とともに、勤務先に直接ご確認ください。
埋葬料の請求	2 年以内	協会けんぽおよび、勤務先が加盟している保険組合等で、埋葬料の請求が可能です。
遺族厚生年金の請求	5 年以内	具体的な手続き方法については、下記の彦根年金事務所までお問い合わせください。 彦根年金事務所 ☎ 0749-23-1112

お亡くなりになられた方が個人事業主だった場合

故人が個人事業者であり、廃業する場合の一般的な手続きについて記載します。

なお、事業承継する場合については、相続での手続きが必要です。

項 目	期 日	備 考
個人事業者の死亡届出書	速やかに	税務署に提出します。 彦根税務署 ☎ 0749-22-7640
事業廃止届出書		
個人事業の 開業・廃業等届出書	1 ヶ月以内	
給与支払事務所等の 開設・移転・廃止届出書		
所得税の青色申告の 取りやめ届出書	青色申告を取りやめようとする 年の翌年 3 月 15 日まで	

少し落ち着いてから行う市役所外での手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
運転免許証	☐	返納手続き	彦根警察署 ☎ 0749-27-0110 運転免許センター ☎ 077-585-1255
恩給を受給していた	☐	総務省恩給相談室へ お問い合わせください。	総務省恩給相談室 ☎ 03-5273-1400
次のいずれかを持っている ・特定医療費（指定難病）受給者証 ・肝炎治療受給者証 ・先天性血液凝固因子障害等受給者証 ・小児慢性特定疾病医療受給者証 ・特定疾病医療受給者証	☐	故人の住所地を管轄する 健康福祉センター（保健 所）へお問い合わせくだ さい。	湖東健康福祉事務所 （彦根保健所） ☎ 0749-22-1770
被爆者健康手帳を持っている	☐		
預貯金口座等	☐	口座凍結解除の手続き	各金融機関
生命保険等	☐	死亡保険金の請求、 入院給付金の請求等	加入していた生命保険会社 または代理店
損害保険等	☐	名義変更、解約等	加入していた損害保険会社 または代理店

該当事項	☒	主な手続き	問い合わせ先
国税	☐	相続税の手続き 所得税・消費税申告等	所轄の税務署 彦根税務署 ☎ 0749-22-7640
不動産登記	☐	土地・家屋等の所有者 移転（相続）登記等	大津地方法務局 彦根支局 ☎ 0749-22-0291
クレジットカード	☐	解約	各契約会社
固定電話、携帯電話	☐	契約継承、解約	
インターネット	☐	名義変更、解約	
電気・ガス	☐		
ケーブルテレビ	☐		
NHK 受信料	☐		
			☎ 0120-15-1515

※手続きに必要な書類の中には、市役所で発行できるもの（戸籍・住民票・税関係証明書）が必要となる場合があります。各契約会社等にお問い合わせいただいてから、市役所にお越しいただくと手続きが進めやすくなります。

MEMO

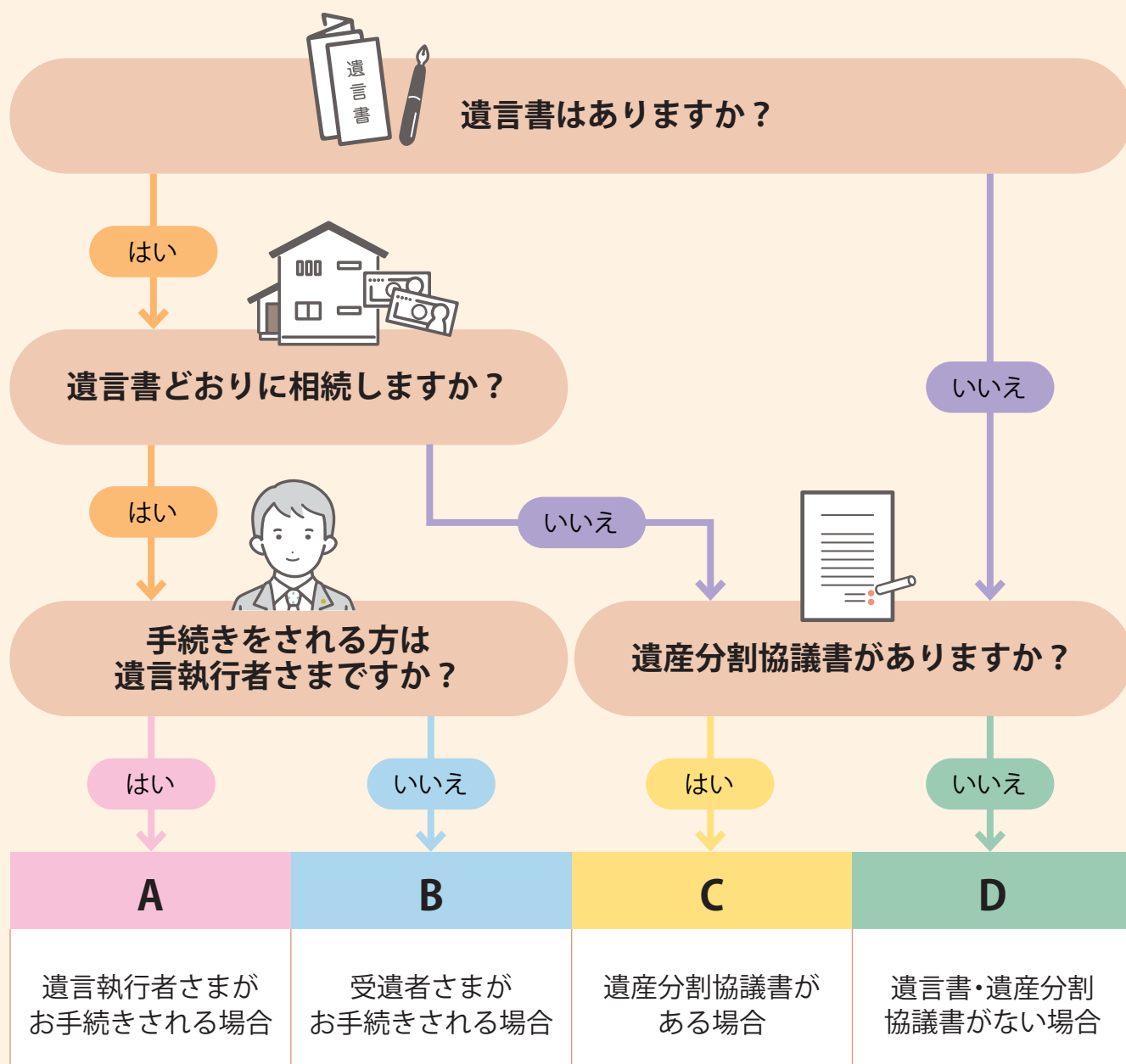
銀行口座凍結時の解除の方法

口座凍結解除の大まかな流れ

1. 金融機関窓口に口座凍結解除依頼
2. 口座凍結解除に必要な書類の収集
3. 凍結解除の必要書類を銀行に提出

※金融機関毎に必要な書類が異なるため、詳細は各金融機関にお問い合わせください

必要書類の準備



代表的な持ち物

対象者	必要書類	入手先
全員	被相続人（故人）の預貯金通帳・証書、キャッシュカード等	ご遺族
全員	被相続人（故人）の戸籍謄本	市区町村
全員	各金融機関の必要書類	各金融機関
A B C D	相続人の印鑑証明 ・遺言書がある場合：遺言執行者分 ・遺言書がない場合：相続人全員分	市区町村
A B	遺言書（原本）	ご遺族
A B	検認調書または、検認済証明書（原本） ※自筆証書遺言で法務局への保管制度を利用されていない場合	家庭裁判所
C	遺産分割協議書（原本）	ご遺族
C D	相続人全員分の戸籍謄本	市区町村
D	相続関係届出書 （金融機関により名称が異なります）	各金融機関

MEMO

相続に関する手続きチェックリスト

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

☒	項 目	期 日	備 考
☐	相続人の調査・確定	速やかに	相続人を確定させるためには、故人の出生から死亡までの連続した戸籍謄本が必要です。役所の窓口で「相続に使用するため出生から死亡までの戸籍謄本が必要です」と申し出れば取得できます。
☐	遺言書の調査		自筆証書遺言は、自宅で探索または法務局で調査してください。 公正証書遺言は、お近くの公証役場で検索してください。
☐	遺言書の検認		法務局以外で発見された自筆証書遺言の場合は、「未開封」の状態で家庭裁判所の検認が必要となります。
☐	相続財産の調査		被相続人の預貯金通帳および郵便物から調査し、各事業者に問い合わせすることで、相続財産のほとんどを知ることができます。また、自宅以外の不動産を所有している場合は、役所で「名寄帳」を取得することで、課税対象の不動産のすべてを知ることができます。
☐	遺産分割協議 (協議書の作成)		共同相続人全員で遺産分割協議を行い、合意する必要があります。合意後、金融機関や役所等へ提出する為の遺産分割協議書の作成が必要となります。
☐	相続放棄・限定承認	3ヶ月以内	被相続人の最後の住所地の家庭裁判所への申述が必要となります。申述書の作成等必要な対応があるため、家庭裁判所にご確認ください。

家系図 (3親等内の親族)

チェックリスト

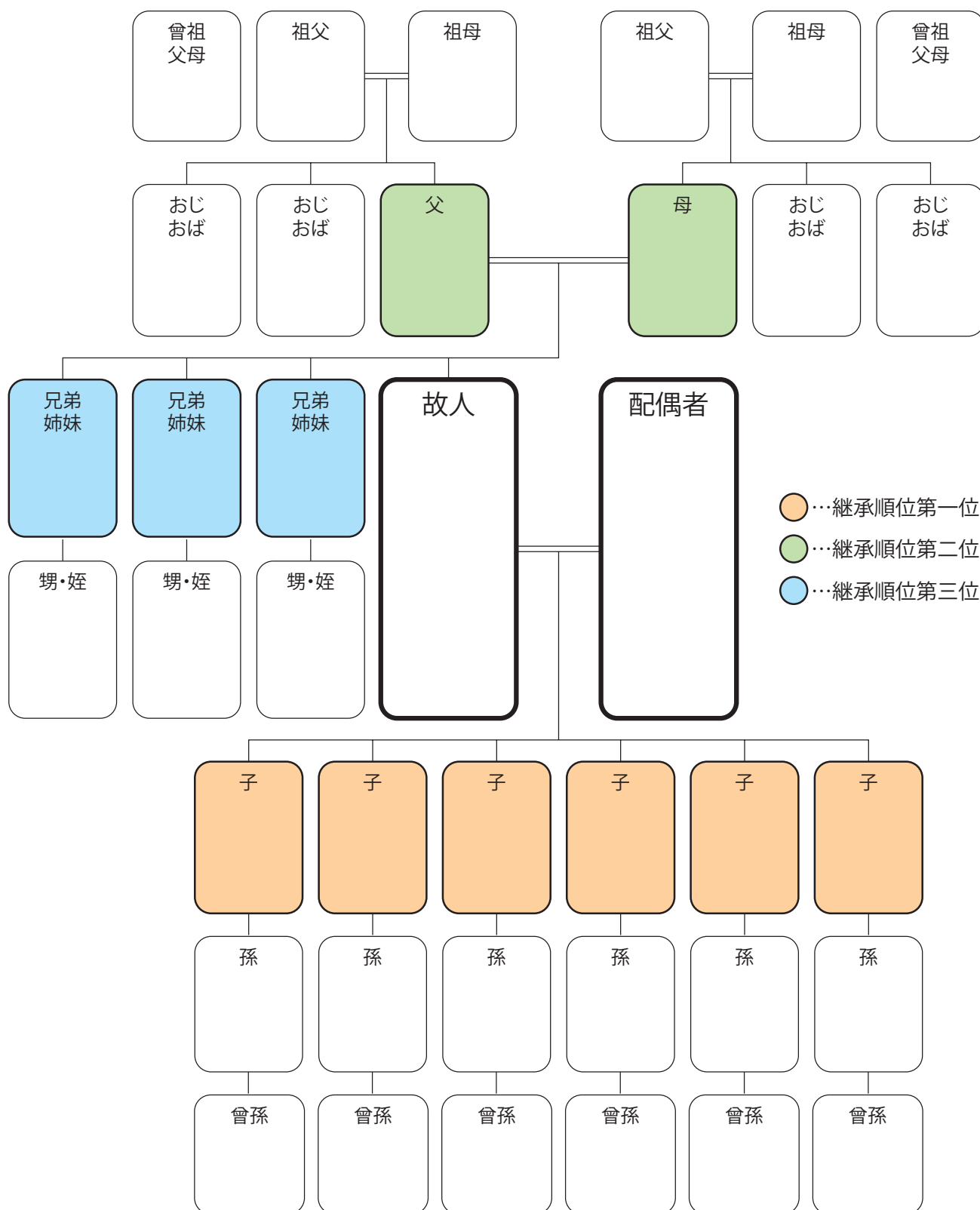
各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者



被相続人や相続人の関係を法務局に証明してもらう制度として法定相続情報証明制度があります。本制度により交付された法定相続情報一覧図の写しが、相続登記の申請手続きをはじめ、被相続人名義の預金の払戻し等、様々な相続手続きに利用されることで、相続手続きに係る相続人・手続きの担当部署双方の負担を軽減することができます。

詳しくは法務局の HP (https://houmukyoku.moj.go.jp/homu/page7_000013.html) をご覧ください。

故人の財産について

不動産	所在地	名義人	持ち分	備 考
預貯金	金融機関名	支店名	金 額	備 考
その他の資産	名 称	内 容	保管場所等	備 考
借入金・ローン	借入先	金 額	返済方法	備 考
生命保険・損害保険	保険会社	種類・内容	受取人	備 考
公的年金	基礎年金番号	種 類	受給金額	備 考
個人年金・企業年金	名 称	番号・記号等	受給金額	備 考
その他				

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

令和6年
4月1日から

所有者不明土地の解消に向けて

不動産の相続登記のルールが 大きく変わりました



相続で**不動産取得を知った日から3年以内に申請**しなければなりません。正当な理由がなく**義務に反した場合、10万円以下の過料**の対象となります。

相続登記の申請の流れ

遺産分割協議による相続登記の申請は、通常、次のステップ①からステップ⑤までの流れで行います。

ステップ
①

戸籍関係書類の取得

相続開始の証明と法定相続人の特定

ステップ
②

遺産分割協議・協議書の作成

協議・話し合いによる土地・建物の所有者の確定とその書面化

ステップ
③

登記申請書の作成

法務局（登記所）提出書類の作成

ステップ
④

登記申請書の提出

法務局（登記所）へ提出

ステップ
⑤

登記完了

法務局（登記所）から登記完了証・登記識別情報通知書の交付

- 早めに、相続した土地・建物の相続登記をすることがおすすめです。相続の際、相続登記の免税措置も拡大されています。
- 相続の際、遺産分割を早めに済ませることが大切です。
- 法改正以前に所有している相続登記・住所等の変更登記が済んでいない不動産についても、登記が義務化されます。
- 問い合わせは、不動産の所在地を管轄している法務局へお願いいたします。相続・登記の専門家への相談もご検討ください。

法定相続情報証明制度について

あなたの手続きを応援します！

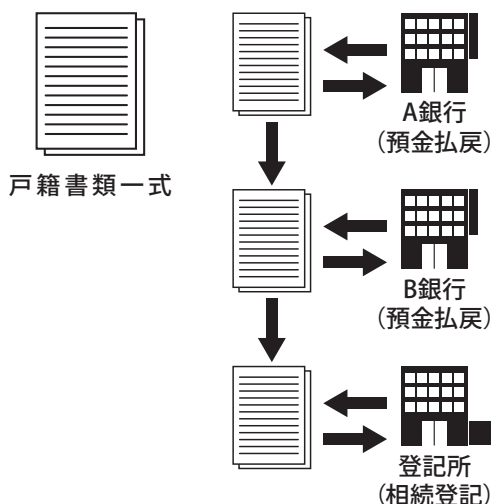
法定相続情報証明制度

法定相続情報証明制度を利用することで、各種相続手続きで戸籍謄本の束を何度も出し直す必要がなくなります。(※1)

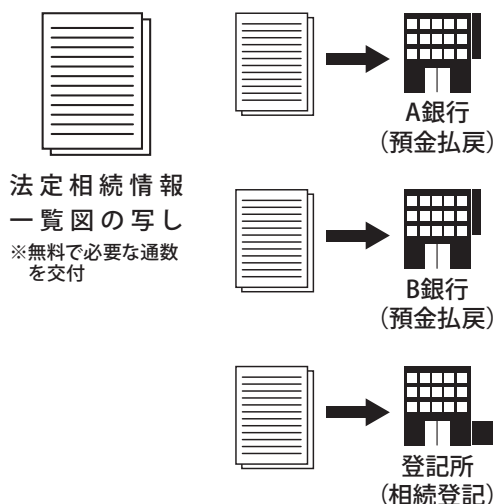
(※1) 相続手続きで必要となる書類は、各機関で異なりますので、提出先にご照会ください。

法定相続情報証明制度

利用しない場合



利用する場合



POINT

相続手続きがいくつもある場合におすすめです。手続きが同時に進められ、時間短縮につながります。

制度の概要

① 申出 (法定相続人または代理人)

1. 市区町村の窓口で戸除籍謄本等を収集します。
2. 法定相続情報一覧図を作成します。
3. 所定の申出書を記載し、1および2の書類を添付して登記所に申出をします。



② 確認・交付 (登記所)

1. 登記官による確認の後、法定相続情報一覧図を保管します。
2. 認証文付き法定相続情報一覧図の写しを交付し、戸除籍謄本等を返却します。



③ 利用

各種相続手続きにお使いください。

POINT

戸籍の収集や一覧図の作成等の手続きは専門家(※2)に依頼することも可能です。

(※2) 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士



法定相続情報証明制度に関する詳しい手続きは

法務局ホームページ

検索

チェックリスト

各種手続き

市役所外の主な手続き

相続について

委任状

広告掲載事業者

委任状

代理人

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

上記の者を代理人に選任し、下記の権限を委任します。

記

[委任事項]

令和 年 月 日

委任者

住所

(方書・部屋番)

氏名

生年月日 年 月 日生

電話番号 - -

(宛先)彦根市長

※委任事項は、どなたの何の手続きを委任するか、具体的に記載してください。

(例)○山○子の世帯全員の住民票(続柄・本籍記載のもの)を1通取得すること

※日付を必ず記載してください。

※委任者本人が必ず署名してください。

発行 彦根市役所
編集／制作 株式会社鎌倉新書
発行年 2025 年 10 月

